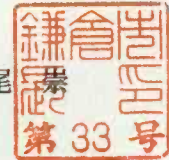


景観配慮協議結果通知書

鎌 都 景 第 6 8 2 - 1 号  
令和4年（2022年）12月6日

株式会社ゴールドクレスト  
取締役 宮澤 秀明 様

鎌倉市長 松尾



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 4-16 号		
土地利用類型 の 名 称	産業複合地、一般住宅地		
景 観 地 区	<input type="checkbox"/> 内 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 外		
行 為 の 場 所 ( 地 名 地 番 )	鎌倉市台三丁目666番1ほか		
行 為 の 種 類	建 築 物	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転	
	開 発	<input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更	
特 定 地 区	<input type="checkbox"/> 内 ( <input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区 ) <input checked="" type="checkbox"/> 外		
協 議 事 項	<p>&lt;地区の特性・課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR東海道本線沿いの産業施設と住宅が混在している地域であるため、土地利用転換に際しては、産業施設と住宅が調和した環境を実現するとともに、周辺との一体的な都市基盤の推進を図り、地区全体の魅力を高める都市空間の創出が求められる。</li> <li>・昭和30年代頃から、市街地外縁部の農地などの宅地化により形成された住宅地で、全般的に低層であるが、主要な道路沿いでは、中高層の建築物の立地が見受けられる。</li> </ul> <p>&lt;景観形成基準に係る協議内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の外観について、住宅地との調和に配慮し、物理的な分節などによる印象が穏やかなファサードを形成するよう協議をしたが、理解を得ることができなかった。しかしながら、建築物は道路の幅員とバランスの取れた高さ・配置（建築物の高さ＝H・道路幅員＝Dとした場合、<math>D/H = 1 \sim 1.5</math>）としており、南西道路及び住宅地のスケールに対して一定の配慮がなされている。</li> <li>・建築物の色彩は、基準内となっている。</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の北東側に設置する立体駐車場について、周辺景観との調和を図るために修景を行うよう指導したが、理解を得ることができなかった。</li> <li>・建築物のアプローチ部分を中心として、地域景観の向上に寄与する緑化空間を創出している。</li> </ul> <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を概ね理解した上で計画されたものであり、届出者から景観配慮協議終了申出書の提出があったため、協議を終了する。</p> <p>なお、立体駐車場の修景については、景観法に基づく届出があるまで指導する。</p>
備	考

